

**別表六(十六)**  
**19欄又は24欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。**

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	法人名
国際戦略総合特別区域の名称	1		
措法第42条の11第1項各号の該当号	2	第 号	第 号
特定国際戦略事業の内容	3		
資産区分	種類	4	
	構造、設備の種類又は区分	5	
	細目	6	
	取得年月日	7	平・
取得価額	特定国際戦略事業の用に供した年月日	8	平・
	取得価額又は製作価額	9	
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	10	
	差引改定取得価額(9)-(10)	11	
法人税額の特別控除額の計算			
当期分	取得価額の合計額(11の合計)	12	円
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	13	
	税額控除限度額 $(12 - 13) \times \frac{15}{100} + 13 \times \frac{8}{100}$	14	
	当期の所得に対する法人税の額(別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	15	
	当期税額基準額 $(15) \times \frac{20}{100}$	16	
	当期税額控除可能額(14)と(16)のうち少ない金額	17	
	法人税額超過構成額(別表六(二十三)「19の②」)	18	
	当期分の特別控除額(17)-(18)	19	
前期繰越	差引当期税額基準額残額(16)-(17)	20	円
	繰越税額控除限度超過額(26の計)	21	
	同上のうち当期繰越税額控除可能額(20)と(21)のうち少ない金額	22	
	法人税額超過構成額(別表六(二十三)「18の②」)	23	
	当期繰越税額控除額(22)-(23)	24	
	法人税額の特別控除額(19)+(24)	25	
翌期繰越税額控除限度超過額の計算			
事業年度又は連結事業年度	前期当期税額	24欄	又は、当期控除可能額等
平	平		
平	平		
計			
当期分	(14)		
合計			
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の			
①租税特別措置法の条項欄に、「第42条の11第3項」			
②区分番号に、「00302」			
③適用額欄に、当該別表六(十六)24欄の金額(円単位)を記載してください。			
機 械 設 備 等 の 概 要			